

◎薩摩川内市議会基本条例が可決されました。

9月26日に開催された本会議において、議会運営委員会提案による「薩摩川内市議会基本条例」が可決され、合併後4年が経過し、5年目となる本年10月12日から施行されました。

市議会は、市長及び議会の二元代表制の下、立法機能及び執行機関に対する監視機能並びに政策立案、提言等を行うことを通じて、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものであります。地方分権の時代にあつて、市民の代表機関である議会が、市の意思決定機関として果たすべき役割は、ますます大きくなっています。

薩摩川内市議会基本条例は、市議会の公正性、透明性及び独自性を確保することにより、市民に開かれた議会の実現及び議会への市民参加を推進するために制定されました。

条例の主な内容は、次のとおりです。

1 市議会の活動原則

- (1)公正性、透明性及び独自性を確保し、市民に開かれた議会とすること。
- (2)市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3)市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4)市議会の申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (5)市民の傍聴の意欲を高めるような市議会の運営を行うこと。

2 議員の活動原則

- (1)議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじること。
- (2)市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表にふさわしい活動を行うこと。
- (3)一部の団体及び地域の代表としてだけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

3 市議会の責務

市議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

4 議員の責務

議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

5 市民参加及び市民との連携

- (1)市議会は、その活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- (2)市議会は、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を審議に反映させるとともに、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く会を設けることができる。
- (3)市議会は、市民との意見交換の機会を設けることにより、市議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図るものとする。

6 最高規範性

この条例は、市議会の運営における最高規範であつて、市議会は、この条例の趣旨に反する市議会に関する条例、規則その他規程を制定してはならない。

他に、議員の政治倫理・委員会活動・政務調査費・市議会及び議会事務局の体制整備・議員の身分及び待遇・見直し手続を定めました。